改正後

目次

第一章　建築主が講ずべき措置等
第一節～第三節　（略）
第四節　特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十二条）
第五節　特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置（第二十二条の二）
第二章～第五章　（略）
附則

第一章　建築主が講ずべき措置等

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）とする。

図書の種類	明示すべき事項
（い）　（略） 配置図	（略）
（略）	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表及び第十二条第一項の表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
（略）	（略）
（ろ）　（略）	（略）
（は）　（略）	（略）

2～4　（略）

（変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第二条　法第十二条第二項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものとする。

2　（略）

改正前

目次

第一章　建築主が講ずべき措置
第一節～第三節　（略）
第四節　住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置（第二十二条）
第二章～第五章　（略）
附則

第一章　建築主が講ずべき措置

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）とする。

図書の種類	明示すべき事項
（い）　（略） 配置図	（略）
（略）	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
（略）	（略）
（ろ）　（略）	（略）
（は）　（略）	（略）

2～4　（略）

（変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第二条　法第十二条第二項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものとする。

2　（略）